

LIBMO約款・規約 改定箇所一覧

約款・規約 名称	条項	改定内容	修正種別	改定根拠
LIBMO契約約款				
	別紙	別紙	-	別紙
商品割賦販売契約約款				
	第2条(約款の変更) 1項、2項、3項、4項	契約・約款の変更に関して、効力発生日、周知方法、異議のある場合の手続き等を明記。	民法改正	改正民法548条の4第1項、2項に対応
	第7条(賦払金の支払方法) 3項	事前通知の記載を削除。	民法改正	改正民法541条の4第1項に対応
LIBMO音声通話サービス約款				
	第2条(約款の変更) 1項、2項、3項、4項	契約・約款の変更に関して、効力発生日、周知方法、異議のある場合の手続き等を明記。	民法改正	改正民法548条の4第1項、2項に対応
	第9条(通信時間等の制限) 5項	帯域制御に関する記載を追記。	帯域制御	帯域制御ガイドラインに対応
	別表 本サービスの料金表	総額表示(税込金額を表記)に変更	総額表示	総額表示に対応
LIBMOデータ通信サービス約款				
	第2条1項、2項、3項、4項	契約・約款の変更に関して、効力発生日、周知方法、異議のある場合の手続き等を明記。	民法改正	改正民法548条の4第1項、2項に対応
	第9条(通信時間等の制限) 5項	帯域制御に関する記載を追記。	帯域制御	帯域制御ガイドラインに対応
	別表 本サービスの料金表	総額表示(税込金額を表記)に変更	総額表示	総額表示に対応
10分かけ放題利用規約				
	第3条(規約の変更) 1項、2項、3項、4項	契約・約款の変更に関して、効力発生日、周知方法、異議のある場合の手続き等を明記。	民法改正	改正民法548条の4第1項、2項に対応
	第4条(サービス概要) 4項、5項4号	総額表示(税込金額を表記)に変更	総額表示	総額表示に対応
	第14条(本サービスの変更) 1項、2項	サービス内容の変更・廃止の事前通知について明記。	内容修正	消費者契約法10条に対応
	別表	総額表示(税込金額を表記)に変更	総額表示	総額表示に対応
かけ放題ダブル利用規約				
	第3条(規約の変更) 1項、2項、3項、4項	契約・約款の変更に関して、効力発生日、周知方法、異議のある場合の手続き等を明記。	民法改正	改正民法548条の4第1項、2項に対応
	第4条(サービス概要) 4項、5項4号	総額表示(税込金額を表記)に変更	総額表示	総額表示に対応
	第14条(本サービスの変更) 1項、2項	サービス内容の変更・廃止の事前通知について明記。	内容修正	消費者契約法10条に対応
	別表	総額表示(税込金額を表記)に変更	総額表示	総額表示に対応
TOKAI SAFE 利用規約				
	第4条(規約の変更) 1項、2項、3項、4項	契約・約款の変更に関して、効力発生日、周知方法、異議のある場合の手続き等を明記。	民法改正	改正民法548条の4第1項、2項に対応
	第10条(利用料金) 1項	総額表示(税込金額を表記)に変更	総額表示	総額表示に対応
	第22条(合意管轄) 1項	合意管轄について記載を修正。	内容修正	

LIBMO契約約款 改定箇所一覧

【新】条項	改定前	改定後	修正種別	改定根拠
第2条(約款の範囲) 3項	-	ただし、本約款の変更については、第3条(約款の変更)に定める手続によるものとします。	民法改正	本約款を変更する場合は、改正民法548条の4第2項所定の変更手続に従う必要があるため、当社が会員に対して発する通知によって本約款を変更することはできないことから、但書を追加。
第3条(約款の変更) 1項	当社は、必要と判断した場合、事前に会員に通知することなく、いつでも本約款を変更することができるものとし、会員はこれを承諾するものとします。	当社は、必要と判断した場合、いつでも本約款を変更することができるものとします。	民法改正	定型約款を変更する場合は、変更の効力発生前に、会員に対して、変更後の内容等の事項を周知する必要があるため(改正民法548条の4第2項)、記載を修正。
第3条(約款の変更) 2項	当社が運営するウェブサイト上に変更後の本約款を掲示したときから効力を生じるものとし、会員はその変更後に本サービスを利用した場合は変更後の本約款に同意したものとみなします。	当社が定めた日(以下、「効力発生日」といいます。)から効力を生じるものとします。	民法改正	定型約款を変更する場合には、効力発生日までに、変更後の定型約款の内容等に関する周知の手続(改正民法548条の4第2項)を取る必要があるため、記載を修正。
第3条(約款の変更) 3項	-	当社は、本約款を変更する場合は、会員に対し、効力発生日の1か月前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容ならびに当該変更の効力発生日を、当社ウェブサイト(https://www.libmo.jp)への掲示によって通知します。	民法改正	定型約款を変更する場合には、効力発生日までに、変更後の定型約款の内容等に関する周知の手続(改正民法548条の4第2項)を取る必要があるため、第3項を追加。
第3条(約款の変更) 4項	-	会員は、本約款の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面によって異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該書面により異議を通知した会員と当社との間の本サービスの提供に係る契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。	民法改正	定型約款の変更は、①変更内容が契約者一般の利益に適合する場合、または、②変更内容が契約目的に反せず、かつ、変更内容が、変更に関する事情に照らして合理的といえる場合のいずれかに該当するときに、有効として認められる(改正民法448条の4第1項・2号)。この旨、変更内容に異議のある契約者が、契約関係から離脱できる旨の条項が存在することは、変更の合理性を基礎づける事情の1つとして考慮され、かかる条項が存在しない場合に比べて、定型約款の変更の有効性が認められやすくなると考えられるため、第4項を追加。
第12条(一時休会)	会員は、当社所定の方法で届出をすることにより、本サービスの利用を一時的に休会することができます。休会の対象、期間等の条件は当社が別途定めるものとします。	会員は、本サービスの利用を一時的に休止することはできません。	内容修正	一時休会手続きは受付不可であることを明記。
第15条(禁止行為) 1項(10)	選挙運動又はまたはこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為	公職選挙法に違反する行為	内容修正	不適当な類型の記載を削除。
第16条(サービス内容の変更) 1項	当社は、会員への事前通知無く、本サービスの全部または一部を変更(本サービスの内容、名称、仕様、利用料の変更を含み、これに限りません)、追加または廃止することができます。	当社は、本サービスの提供にあたり必要があると認めるときまたはやむを得ないときは、会員に対して1か月前までに通知することにより、本サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することができます。	内容修正	特段の理由なく、しかも事前の通知もなく本サービスの変更や廃止等ができることになり、消費者契約法10条に違反する可能性があるため、記載を修正。
第21条(利用制限) 5項	-	当社は、パケット通信時の画面表示速度を向上するため、文書データや静止画の圧縮、動画閲覧時におけるトラフィックの通信制御等、通信の最適化を行う場合があります。(詳細は、LIBMO重要事項説明に記載の通りとします。)	帯域制御	帯域制御ガイドラインに従い、通信の最適化の実施について、第5項を追加。
第23条(サービス提供の終了) 1項	当社はオンライン上に事前通知した上で、本サービスの全部または一部の提供を終了することができます。	当社は、前条(一時的な中断)第1項に定める事由その他のやむを得ない事由が発生し、本サービスの全部または一部の提供を行うことができないと判断した場合は、サービスの全部または一部の提供を終了することができます。当社は、本項に基づき本サービスの全部または一部の提供を終了する場合は、その旨を、会員に対して、事前に電子メールを送信する方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、当社は、本項に定める期間よりも短い期間での事前通知により、または会員に対する事前の通知なくして、本サービスの全部または一部の提供を終了するものとします。	内容修正	当社都合によりサービス提供を終了させることができる旨の規定は、消費者契約法10条に抵触して無効と判断される可能性があるため、やむを得ない事由によるサービス提供の終了があり得る旨の規定であることを明確化する目的で、記載を修正。
第25条(当社からの解約) 1項4号	会員に対する破産の申し立てがあった場合、または会員が成年後見開始の審判、補佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合	会員に対する破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申し立てがあった場合、または会員が自ら当該申し立てを行った場合	内容修正	「消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみ」を理由として、事業者が契約を解除できる条項は無効になるため(消費者契約法8条の3)、会員が成年後見開始の審判等を受けた場合における当社の解除権に関する部分を削除。
第27条(責任の制限) 1項	会員が損害賠償請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに賠償請求をしなかった場合は、請求を行う権利を失うものとします。	会員が損害賠償請求をし得ることとなった日から5年を経過する日までに賠償請求をしなかった場合は、請求を行う権利を失うものとします。	民法改正	債務不履行に基づく損害賠償責任について、改正民法の原則上、会員は、①当社に対して権利行使できることを知った時から8年、②権利行使できる時から10年の間、貴社に対する損害賠償請求を行うことができるため(改正民法166条1項)、期間についての記載を修正。
第27条(責任の制限) 4項	当社は第1項及び第2項に準じて	当社は第1項ないし第3項に準じて	内容修正	当社に故意または重大な過失がある場合には、損害賠償責任を一部免除する条項も無効となるので(消費者契約法8条1項2号)、準ずる規定に第3項を含める形に修正。
第28条(免責) 1項	当社は、本サービスの利用により発生した会員の損害(第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます)に対し、会員が本約款を遵守したかどうかに関わらず、一切責任を負いません。	当社は、本サービスの利用により発生した会員の損害(第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます)に対し、会員が本約款を遵守したかどうかに関わらず、一切責任を負いません。	内容修正	事業者の債務不履行・不法行為に基づく損害賠償責任を全部免除する条項に該当し、消費者契約法8条1項1号・3号に抵触して無効とされる可能性が高いため、但書を追加。
第33条(専属的合意管轄裁判所) 1項	会員と当社間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を会員と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	会員契約又は本約款に関して会員と当社間で訴訟の必要が生じた場合は、被告の住所を管轄する地方裁判所又は東京地方裁判所を会員と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	内容修正	合意管轄について、記載を修正。